JADMA 会員 各位

平成28年3月7日
公益社団法人 日本通信販売協会 サプリメント部会

JADMA会員限定 ※緊急セミナー！

健康増進法で初勧告、影響を徹底解説

平素は協会の活動にご理解、御協力を賜り、有難うございます。今般、消費庁により、特定保健用食品の広告が誇大表示であるとして、健康増進法に基づく勧告が出されました。勧告は同法制定後初めてです。これは特定保健用食品、機能性表示食品、健康食品を取り扱う事業者にとって重大な影響を及ぼすものです。そこで、協会では今回健康増進法の条文やガイドライン、運用、今後への影響などを解説する緊急セミナーを開催します。協会の行政OBなどが講師を務め、分かりやすく本件を解説致します。

セミナー概要

日　　時：平成28年3月29日（火） 14：00～15：30 （開場は13：30）

会　　場：AP 東京八重洲通り 7F 【会議室 P＋Q】
東京都中央区京橋 1 丁目 10 番 7 号 KPP 八重洲ビル 7F

参加対象：JADMA 正会員、賛助会員 ※JADMA会員以外は参加できません。

参 加 費：無 料 （一社 2 人まで） 各社ご調整の上、お申込みください。

定　　員：150名※先着順とさせていただきます。
※多数の聴講希望が予想されます。申込み後の欠席はご遠慮ください。

講演タイトル

『健康増進法に基づく勧告と、景品表示法に基づく措置命令の違い』

～講演内容～
なぜ本件に勧告が出されたかなどを分かりやすく解説します。また、今後の影響などについてもご説明します。 ※質疑応答含む

～講師～
JADMA 調査役 地主園彰治（元・公正取引委員会 OB）など

◆ 申込締切日 3月28日（月） ※定員に達し次第受付を終了させていただきます。
満席につき受講をお断りする場合は、お電話にてご連絡します。

◆ 申込方法 別紙の申込用紙をご記入の上、FAXにて当協会までお送りください。
※電話でのお申し込みは受け付けておりません。

【ご注意】
※取材目的での報道関係者のご参加はお断りしております。予めご了承ください。
※受講票等はお送りしておりません。当日はお名刺 1 枚をご持参の上、会場受付までお越しください。
※ご記入の個人情報は事務局にて厳重に管理し、当協会からの案内以外には使用いたしません。

3月29日（火） 公益社団法人 日本通信販売協会

健康増進法で勧告、今後への影響等を解説
参加申込用紙

〈返信先〉 FAX：03－5651－1199

貴 社 名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所：〒（　　－　　）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参加者①：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿/所属部課＿＿＿＿

参加者②：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿/所属部課＿＿＿＿

通信欄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆ 会場 AP 東京八重洲通り 7F 【会議室 P＋Q】
〒104-0031 東京都中央区京橋 1 丁目 10 番 7 号 KPP 八重洲ビル 7 階

＜交通アクセス＞

・JR 各線をご利用の場合
「東京駅」八重洲中央口徒歩 6 分
・東京メトロ銀座線をご利用の場合
「日本橋駅」徒歩約 5 分
「京橋駅」徒歩約 4 分
・都営浅草線をご利用の場合
「宝町駅」徒歩約 4 分
・都営浅草線をご利用の場合
「宝町駅」徒歩約 4 分

本件に関するお問い合わせ
（公社）日本通信販売協会　事務局　万場・宮崎
TEL：03-5651-1155